

# みどり市パブリックコメント手続実施要綱

平成19年3月5日

告示第14号

## (目的)

第1条 この告示は、市の基本的な政策形成過程においてパブリックコメント手続を実施するため必要な事項を定め、市民の市政への参画と公正性及び透明性の高い行政運営を目指すことを目的とする。

## (定義)

第2条 「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定過程において、政策等の目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見又は提案(以下「意見等」という。)を求め、意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

## (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則又は指導要綱等の制定又は改廃
- (4) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

## (適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この告示の規定は適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等に同等な手続が定められているもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
- (4) 実施機関が行う資金貸付、補助金、手当等の金額に関するもの
- (5) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

## (案及び資料の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当するもの(以下「政策等」という。)を策定しよ

うとするときは、意思決定をする前の適正な時期に当該政策等の案を様式第 1 号により公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成する背景、目的及び理解を深めるための資料の公表に努めるものとする。

3 前 2 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 政策等の事務を所管する課並びに総務課、大間々市民生活課及び東市民生活課に備え置き、閲覧に供すること。

(2) 市ホームページに掲載すること。

(3) その他実施機関が必要と認める方法

(平 25 告示 5・一部改正)

(予告)

第 6 条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第 2 項に掲げる資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報みどり及び市ホームページへの掲載等の方法により、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案に対する意見等の提出期間

(3) 政策等の案等の公表方法

(意見等の提出期間及び提出方法)

第 7 条 意見等の提出期間は、1 か月を基準とする。

2 意見等を提出しようとする市民等は、様式第 2 号を参考に意見等並びに住所及び氏名を明記した文書を、郵便等、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法により、実施機関に提出するものとする。

(平 20 告示 17・一部改正)

(意見等の処理)

第 8 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方、また政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて様式第 3 号により公表するものとする。ただし、みどり市情報公開条例(平成 18 年みどり市条例第 8 号)第 11 条に規定する公開してはならない情報に該当するものは除くものとする。

3 前項の規定に基づく公表の方法は、第 5 条第 3 項を準用する。

(実施責任者)

第 9 条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、各部局等に手続実施責任者を置くものとする。

(運用状況の公表)

第 10 条 市長は、常時パブリックコメント手続の運用状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載等の方法によりこれを公表するものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項

は、別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 26 日告示第 17 号)

この告示は、平成 20 年 2 月 26 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 1 月 15 日告示第 5 号)

この告示は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(平25告示5・一部改正)

みどり市パブリックコメント募集案件

件名	
実施担当課	
意見募集の趣旨	
公表資料	
意見の募集方法	<b>【意見の募集期間】</b>  <b>【意見を提出できる人】</b>  <b>【意見の提出方法】</b>  <b>【意見及び市の考え方の公表予定時期】</b>
実施責任者	(要綱第9条に定める者)

- ※ ご提出いただいた意見に対するみどり市の考え方を取りまとめ、市のホームページ等で掲載する予定です。なお、意見を提出された方の個人名等は公表しません。
- ※ 意見等の提出にあつては、提出者の住所、氏名を必ず明記ください。住所、氏名が明記されていない意見等は市の考え方等を公表しませんのであらかじめご了承ください。
- ※ ご提出いただいた意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

様式第2号(第7条関係)

(平20告示17・一部改正)

みどり市パブリックコメント意見提出書

(意見募集案件名)に関する意見・提言

氏名(必ず記載してください)	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
	年齢	歳	
住所(必ず記載してください)	電話番号(必ず記載してください)	—	—

意見・提言の内容

提出期限 年 月 日( )

意見等の提出先及び問い合わせ先、提出方法

(1) 提出先及び問い合わせ先

(2) 提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。

- ・郵送等：
- ・ファクシミリ：
- ・電子メール：
- ・直接持参：

☆ 意見募集結果の公表の際には、意見以外の内容(住所・氏名等)は公表いたしません。

様式第3号(第8条関係)

(平20告示17・平25告示5・一部改正)

「 について」パブリックコメントの結果

☆意見等の募集期間：年 月 日～年 月 日

☆意見等の受付件数：人 件

(提出方法の内訳：郵便等 人、ファクシミリ 人、電子メール 人、持参 人)

1 ご提出いただいた意見等を内容により整理し、意見等の概要を掲載します。

(1)  についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1		《パブリックコメントにより政策等の素案を修正した場合は、その内容を明らかにする》
2		

(2)  についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1		《パブリックコメントにより政策等の素案を修正した場合は、その内容を明らかにする》
2		

2 ご提出いただいた意見に基づき、次のとおり素案の修正を行いました。

変更前	変更後	変更理由

☆問い合わせ先：部 課 TEL：  
FAX：  
電子メール：